

岩手県流域下水道事業経営戦略

団 体 名 : 岩手県
 事 業 名 : 北上川上流流域下水道事業（磐井川流域下水道を含む）
 策 定 日 : 平成 29 年 3 月
 計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	都南処理区：昭和 55 年度（36 年） 花北処理区：昭和 62 年度（29 年） 胆江処理区：平成 4 年度（24 年） 一関処理区：平成 2 年度（26 年）	法適 (全部・一部) 非適の区分	H32.4.1 一部適用 予定
処理区域内人口密度	全体：35.97 人/ha 都南処理区：46.54 人/ha 花北処理区：25.83 人/ha 胆江処理区：26.07 人/ha 一関処理区：30.44 人/ha		
処 理 区 数	4 処理区（都南処理区、花北処理区、胆江処理区、一関処理区）		
処 理 場 数	4 処理場（都南浄化センター、北上浄化センター、水沢浄化センター、一関浄化センター）		
広域化・共同化・最適化 実施状況	[広域化] 平成 17 年 花北処理区において、花巻市湯口中部地区農業集落排水区域を編入 平成 22 年 花北処理区において、花巻市八幡八日市地区、湯本北部地区の農業集落排水区域を編入 胆江処理区において、金ヶ崎町六原地区農業集落排水区域を編入 平成 25 年 都南処理区において、盛岡市の単独処理区（中川原処理区）を編入 平成 27 年 都南処理区において、滝沢南農業集落排水地区を編入 [共同化] 平成 10 年 北上浄化センターにおいて、胆江及び一関処理区の汚泥の共同処理を開始		

② 市町負担金

市町負担金の 概要・考え方	市町に求める負担金は、維持管理負担金と建設負担金に分けられます。維持管理負担金は、維持管理費分と資本費回収分及び過去の維持管理費のための繰入金 の回収分に分けられます。 ア 維持管理負担金（維持管理費分） 維持管理費は、基本的に維持管理に要した費用としています。
------------------	--

	<p>維持管理に充てる市町の負担額は、3箇年分の流入量当たりの単価を定め、それに流入量を乗じています。単価は、市町との協議により定めています。</p> <p>イ 維持管理負担金（資本費回収分）</p> <p>資本費回収は、建設事業等の投資において県が実質的に負担した費用（建設事業等実施時に借入れた地方債に係る起債償還額のうち交付税措置分を除いたもの。）を対象としています。</p> <p>費用は、県の実質的な負担を、一定年数で回収できるような収支計画を立てて算定しています。</p> <p>ウ 維持管理負担金（過去の維持管理費のための繰入金回収分）</p> <p>供用開始当初は処理単価が高く、その費用を維持管理負担金とすると負担金が高価となるため、負担の平準化を目的として維持管理費用の一部を県の一般会計からの繰入金で賄っていたものです。この繰入金については、後年度に維持管理負担金で回収することとしています。</p> <p>エ 建設負担金</p> <p>建設負担金は、建設時に建設資金として関連市町の負担としているもので、建設費から国費を除いたものの1/2としています。</p>				
維持管理負担金 単価の実績		都南処理区	花北処理区	胆江処理区	一関処理区
	平成 23 年度	45	85	113	139
	平成 24 年度	45	79	113	133
	平成 25 年度	39	79	113	133
	平成 26 年度	39	79	113	133
	平成 27 年度	39	79	113	133
	平成 28 年度	43	79	113	133
	平成 29 年度	43	79	—	133
	平成 30 年度	43	—	—	—
	単位：円/m ³				

③ 組織

職員数	県土整備部下水環境課 12 名 北上川上流流域下水道事務所 22 名
事業運営組織	県土整備部下水環境課 └─ 北上川上流流域下水道事務所 ─┬─ 公益財団法人岩手県下水道公社 └──────────────────────────────────┘ 維持管理業務受託者

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>処理場とポンプ場の運転管理は、民間企業に委託をしています。</p> <p>都南処理区、花北処理区及び胆江処理区は、仕様発注により契約期間を3年間とする委託を行っています。</p> <p>一関処理区は、性能発注による包括的民間委託により、施設の運転管理を行っています。</p> <p>また、運転管理上の技術的支援を受けるため、公益財団法人岩</p>
---------	------------------------	--

		<p>手県下水道公社に技術業務の委託を行っています。</p> <p>包括的民間委託による運転管理については、一関処理区以外についても検討を行ってきましたが、包括的民間委託の優位性が期待できないことから、一関処理区のみの実施となっています。</p> <p>今後においても、現在と同じ委託方法をとることとしますが、委託方法については今後も検証及び検討を行っていきます。</p> <p>平成 28 年度における委託先は次のとおりです。</p> <p>〔都南処理区〕 ウォーターエージェンシー・東北公営企業 JV</p> <p>〔花北処理区〕 水 ing 株式会社</p> <p>〔胆江処理区〕 水 ing 株式会社</p> <p>〔一関処理区〕 ウォーターエージェンシー・東北公営企業 JV</p>
	イ 指定管理者制度	<p>本県では、民間委託による運転管理を行っているため、指定管理者制度は導入していません。</p> <p>今後においても、現在と同じ運転管理体制を維持していきます。</p>
	ウ PPP・PFI	<p>北上浄化センターにおいて、消化ガスの有効利用と温暖化対策、維持管理費の軽減を図るため、民設民営型の消化ガス発電事業に取り組んでいます。この事業は、民間資金により消化ガス発電所を建設、運営し、県が民間に消化ガスを有償売却するものです。平成 27 年度に基本協定を締結、平成 28 年度に契約をし、平成 29 年度に発電を開始する予定です。</p>
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚 泥・発電等)	<p><u>下水熱利用</u></p> <p>都南処理区では、中川ポンプ場において下水熱を回収し、盛岡西口地区の冷暖房の熱源として利用しています。</p> <p>この取組みは、平成 7 年に建設省所管の国庫補助事業「熱利用下水道モデル事業」の建設大臣認定を受けたもので、平成 9 年度から供用を始めています。</p> <p>現在は、岩手朝日テレビ、マリオス、アイーナに熱源を供給しています。</p> <p>下水熱の利用については、現時点では新たな需要が見込まれないことから、現状施設を維持していくこととします。</p>

中川ポンプ場にある下水熱回収施設



消化ガス発電

都南浄化センター及び北上浄化センターでは、汚水の処理工程で生じる消化ガスを燃料とした消化ガス発電を行っています。

都南浄化センターでは、平成元年度に 135kw の発電設備を導入し、当時の場内の年間使用電力の約 8%（100 万 kwh/年）を賅っていました。

平成 22 年度には、発電能力を 560kw に更新し、場内の年間使用電力の約 30%を賅っています。

都南浄化センター560kw ガスエンジン

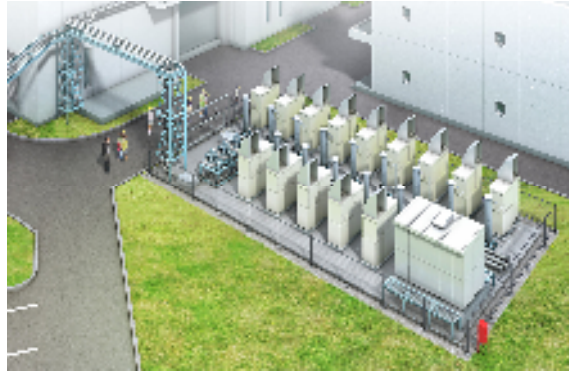


北上浄化センターでは、平成 19 年度から 2 年間、25kw/台の消化ガス発電施設の実証実験を行っていました。

実験終了後、実験機 2 台を購入し、消化ガス発電を行い、場内年間使用電力の約 7%を賅っています。

北上浄化センターでは、未利用消化ガスの有効利用を図るため、平成 27 年度に固定価格買取制度を利用した民設民営型消化ガス発電事業の公募を行い、発電能力 350kw（25kw×14 台）の施設による発電事業が採択されました。発電開始は、平成 29 年度の予定です。

北上浄化センター消化ガス発電施設
完成予想図

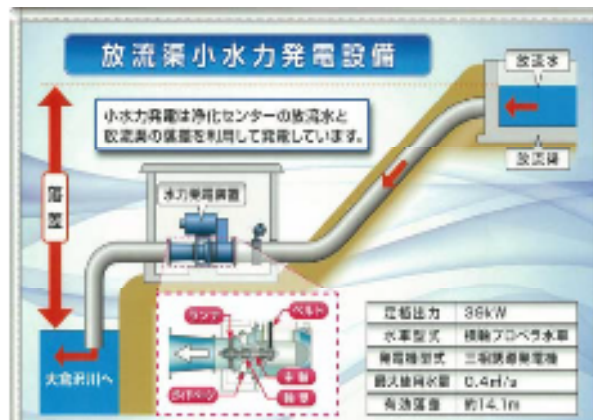


小水力発電

北上浄化センターでは、処理水を大倉沢川に放流する管渠に約 14mの落差があることから、この落差を利用した発電施設を設置し、平成 25 年度から供用しています。

発電施設の能力は 39kw で、場内年間使用電力量の約 5%を賅っています。

このほかには小水力発電の事業化が可能な箇所がないことから、新たな設置計画はありません。



イ 土地・施設等
利用
(未利用土地・
施設の活用等)

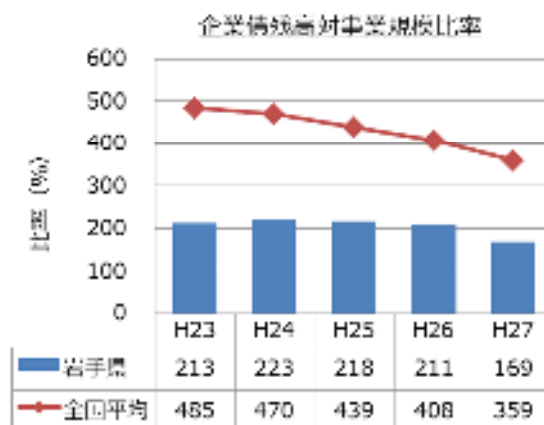
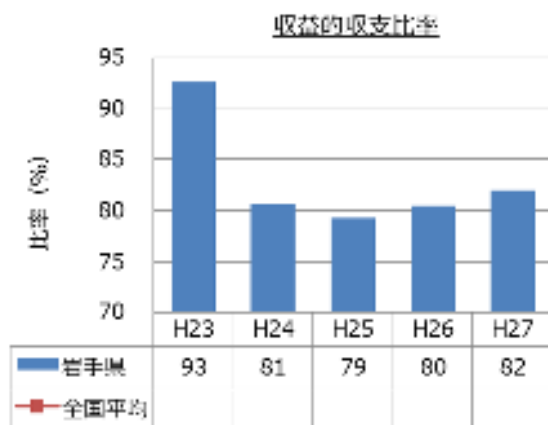
特記事項なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

ア 経営の健全性・効率性について

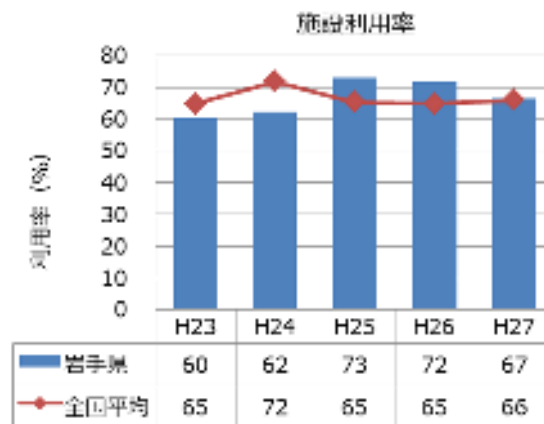
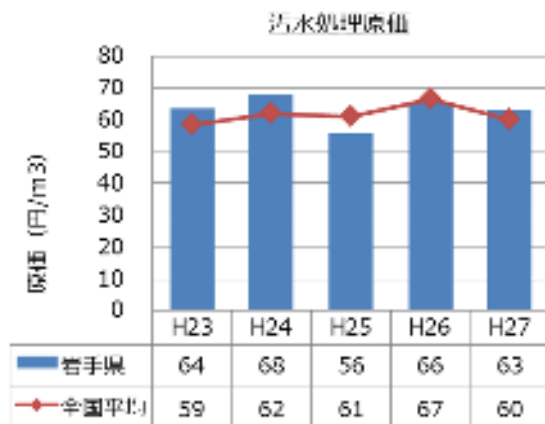
「収益的収支比率」は、地方債償還金のうち元金償還金に一般会計からの繰入金を充当しているため100%を下回っています。

「企業債残高対事業規模比率」は、類似団体と比較すると平均を下回っており、経年比較では横ばいから減少傾向となっています。



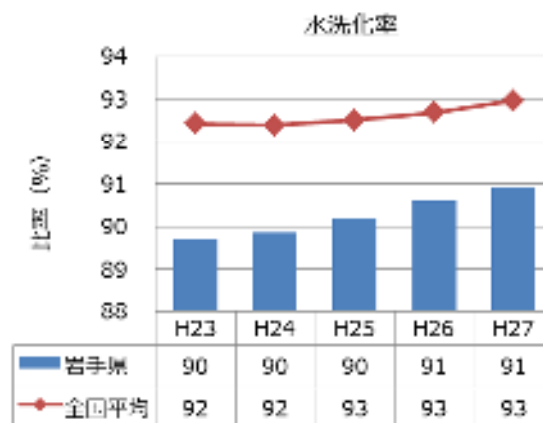
「汚水処理原価」は、類似団体と比較するとほぼ同水準となっており、経年比較では流入下水の実績や施設設備の保守点検周期などにより維持管理費に変動があることから年度間で増減が生じています。

「施設利用率」は、平成 27 年度は水処理施設を増設したことにより前年度を下回っています。類似団体と比較すると平成 24 年度までは平均を下回っていますが、平成 25 年度以降は平均を上回っています。流域関連市町の事業進捗などにより水洗化率が上昇傾向となっていることや、将来の流入下水量を予測しながら運転管理上必要最小限の施設能力を確保しつつ、将来において処理能力が不足することのないよう段階的な施設整備を行っているためです。また、平成 25 年度は都南処理区において盛岡市の単独公共下水道中川原処理区を流域下水道に接続しており、利用率の増に影響しています。



「水洗化率」は、類似団体と比較すると平均を下回っておりますが、経年比較では流域関連市町の事業進捗などにより上昇傾向となっております。

「累積欠損金比率」及び「流動比率」、「経費回収率」は、該当数値がありません。



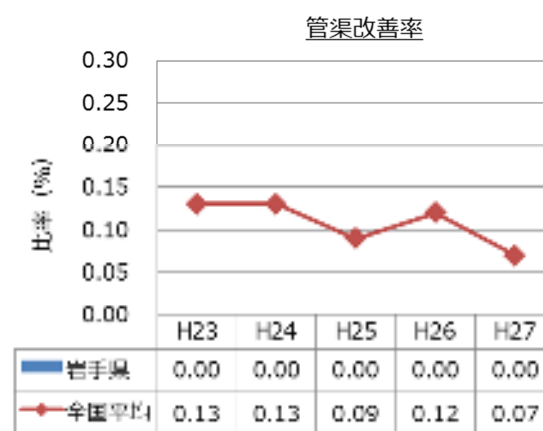
イ 老朽化の状況について

管渠は、昭和50年代から建設が進められ、施設延長ベースで平成14年度がピーク（約38km）となっており、現在は約143kmとなっています。

建設後の経過年数に着目すると、平成28年度現在で、建設後50年以上経過した管渠はありませんが、2045年頃にはその割合が約38%に上昇することが見込まれています。

下水道施設については、従前より定期点検結果に基づく「岩手県流域下水道長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、計画的な維持管理、長寿命化に努めており、今後、管渠についても順次長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、適切な維持管理の取り組みを推進するとともに、随時計画の見直しを行い実態に即した計画としていきます。

なお、長寿命化計画は今後ストックマネジメントへと移行していきます。



「有形固定資産原価償却率」及び「管渠老朽化率」は、該当数値がありません。

ウ 全体総括

流域下水道の汚泥処理工程で発生する消化ガスの売却により、新たな歳入の確保に取り組むとともに、将来の流入下水量を予測しながら運転管理上必要最小限の施設能力を確保しつつ、将来において処理能力が不足することがないように段階的な整備を行うことにより、今後も過大投資とならないよう努めていきます。

また、持続的かつ安定的なサービスを提供するとともに、経営や資産等に関する分かりやすい情報を提供するため、地方公営企業法の適用に向けて取り組んでいきます。

2. 経営の基本方針

(1) 取組期間

次の10カ年間を取組期間とします。

平成28年度（2016年度）～平成37年度（2025年度）

(2) 基本理念

岩手県は、計画的な施設整備と適切な下水の処理及び施設の維持管理に努め、衛生的で快適な生活環境の確保に資するとともに、未利用資源の有効利用など、時代の要請やニーズに積極的に応え、地域社会の発展と県民福祉の向上に寄与します。

(3) 経営方針

ア 適切な維持管理

適切な維持管理により、適切な水質の処理水放流により、公共用水域の保全に努めます。

イ 経済性、効率性の追求

事業経営にあたっては、経営効率を高め、経営基盤の強化と安定化を図っていきます。

また、施設の省エネルギー化に努めるとともに、未利用資源の有効利用を図り、下水道システム全体としての効率化を図っていきます。

ウ 公営企業会計の適用

平成 32 年 4 月からの公営企業法の適用に向け取り組みます。

オ 持続性の確保

適切な施設の改築、修繕を行うとともに、将来を見通した経営により、持続可能な事業の実施を図っていきます。

カ 組織力の向上

持続可能な事業の実施のため、組織力の向上を目的とした技術の継承と人材の育成、確保に努めます。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

ア 収支計画のうち投資についての説明

〔共通事項〕

計画日平均汚水量の考え方	計画日平均汚水量は、関連市町による汚水量の予測値または普及人口予測を基にした算定値により予測しています。
計画日最大、時間最大汚水量の考え方	計画日最大汚水量及び計画時間最大汚水量は、計画日平均汚水量を元に、下水道法に基づく事業計画における汚水量比率を乗じて算定しています。
建設計画の考え方	計画汚水量の見込みから施設能力が不足となる年度を定め、その年度に増設施設が供用できるように計画しています。
改築・更新計画の考え方	機械設備においては、状態監視とし、標準耐用年数の 1.5～2 倍程度を改築・更新時期としつつ、ライフサイクルコストが最小となるよう、長寿命化計画を策定し、計画しています。なお、平成 29 年度以降は、ストックマネジメントにより計画することとしています。 電気設備においては、時間監視とし、標準耐用年数の 1.5～2 倍程度を改築・更新時期として長寿命化計画を策定し、計画しています。なお、平成 29 年度以降はストックマネジメントにより計画することとしています。

投資の平準化の考え方	<p>投資の平準化は、負担者である市町からも要望があることから、県全体ではなく、処理区単位で図ることとしています。</p> <p>今後は、流入量の増加に対する大規模な投資は見込まれないことから、改築・更新に係る投資の平準化を図ることとしています。</p> <p>大規模な改築・更新工事は、時期が集中しないよう計画しています。</p>
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	特記事項なし
防災・安全対策の考え方	<p>管路施設のうち管渠は耐震対策済みです。マンホールのうち、緊急輸送路に設置しているものは耐震対策済みです。緊急輸送路以外に設置しているマンホールには耐震対策が未対応のものもあることから、順次対策を行っていきます。</p> <p>水管橋については、耐震対策済みです。</p> <p>処理場及びポンプ場については、職員が常駐する施設については耐震対策済みですが、それ以外については未対応のものがありません。これは、東日本大震災津波の復興工事において、入札不調が続いていたことを踏まえて対策を先送りしてきたものであり、順次対策を行っていきます。</p> <p>大規模な地震等の発生時には、BCP（事業継続計画）により、汚水処理の継続あるいは早期復旧を図ります。</p>
その他の取組	特記事項なし

〔都南処理区〕

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成 26 年度に、滝沢市滝沢南地区農業集落排水区域を、流域下水道区域に編入しています。
その他の取組	特記事項なし

〔花北処理区〕

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>平成 10 年度から、花北処理区、胆江処理区及び一関処理区の汚泥を一括して、北上浄化センターの焼却炉で共同処理しています。</p> <p>平成 17 年度に、花巻市湯口中部地区農業集落排水区域を、流域下水道処理区域に編入しています。</p> <p>平成 22 年度に、花巻市八幡八日市地区、湯本北部地区の農業集落排水区域を、流域下水道区域に編入しています。</p>
その他の取組	特記事項なし

〔胆江処理区〕

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>農業集落排水の増沢、吹張、上島、折居、上野、稲置、古城、高橋地区は、将来下水道に接続する計画です。</p> <p>また、平成 10 年度から、花北処理区、胆江処理区及び一関処理区の汚泥を一括して、北上浄化センターの焼却炉で共同処理しています。</p> <p>平成 22 年度からは、金ヶ崎町六原地区農業集落排水区域を、流域下</p>
-------------------	---

	水道処理区域に編入しています。
その他の取組	特記事項なし

〔一関処理区〕

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水の黒沢地区を、平成 29 年 3 月に流域下水道処理区域に編入する計画です。 また、平成 10 年度より花北処理区、胆江処理区及び一関処理区の汚泥を一括して、北上浄化センターの焼却炉で共同処理しています。
その他の取組	特記事項なし

イ 収支計画のうち財源についての説明

〔共通事項〕

起債計画	平成 32 年度までは建設計画により積算を行い、平成 33 年度以降は過去 5 年間の平均で計画しています。
処理原価の見通し	一人当たりの汚水量は微減傾向にある一方で、汚泥量に変化はなく、結果として単位汚水量あたりの汚泥量が増えるため、処理費用は微増するものと考えています。
維持管理負担金収入	維持管理負担金は、維持管理に要する費用のほか、資本費回収分と繰入金回収分で構成されます。 資本費回収分は、過去の建設事業において県が負担した費用を維持管理負担金で回収するものです。 繰入金回収分は、過去の維持管理費用において、市町に求めた維持管理負担金よりも維持管理費用が超過した場合に、県の一般会計から繰り入れていた分を回収するものです。 維持管理負担金収入は、維持管理費用、資本費及び繰入金回収費用の財源となっています。 維持管理負担金単価は、負担の公平性の観点から、維持管理単価が高い供用開始直後と現時点との負担に格差がないよう、一般会計からの繰入や資本費回収という手法をとっており、全体として横ばいの計画としています。
資本費回収計画	資本費の回収は、市町村の維持管理負担金で維持管理費用が賄えるようになった後に行っています。 資本費回収は、一定年数で回収することを基本とし、平準化を図ることとしています。
繰入金計画	起債償還額及び資本費回収額並びに起債償還額のうち交付税措置分を勘案して県の一般会計からの繰入金を計画しています。
資産有効活用	特記事項なし
その他	特記事項なし

〔都南処理区〕

維持管理負担金（単価）の見直し	将来見込みの汚水量が横ばい状態であることから、スケールメリットによる処理単価の低減は見込んでいません。
-----------------	---

に関する事項	<p>一方で、単位汚水量あたりの汚泥量の増（共通事項で記述済）により、処理費用は微増するものと考えています。</p> <p>繰入金の回収は完了しています。</p> <p>昭和 62 年度から資本費の回収を始めています。</p> <p>単年あたりの起債償還額は減少傾向にあり、資本費回収は順調に進めることとして計画しています。</p> <p>単位あたりの維持管理費用は、人件費の増や流入汚水水質の高濃度化等を考慮し、ほぼ横ばいで計画しています。</p> <p>維持管理負担金単価は以下のとおりです。</p> <p>H 28～H 30 43 円/m³</p> <p>H 31～H 33 43 円/m³</p> <p>H 34～H 36 43 円/m³</p> <p>H 37 43 円/m³</p>
資産活用による収入増加の取組について	該当がありません。
繰入金回収計画	繰入金の回収が完了しているため、該当がありません。
その他	特記事項なし

〔花北処理区〕

維持管理負担金（単価）の見直しに関する事項	<p>将来見込みの汚水量が横ばい状態であることから、スケールメリットによる処理単価の低減は見込んでいません。</p> <p>一方で、単位汚水量あたりの汚泥量の増（共通事項で記述済）より、処理費用は微増するものと考えています。</p> <p>繰入金の回収は完了しています。</p> <p>平成 9 年度から資本費の回収を始めています。</p> <p>単年あたりの起債償還額は減少傾向にあり、資本費回収は順調に進めることとして計画しています。</p> <p>単位あたりの維持管理費用は、人件費の増や流入汚水水質の高濃度化等を考慮し、ほぼ横ばいで計画しています。</p> <p>維持管理負担金単価は以下のとおりです。</p> <p>H 28～H 29 79 円/m³</p> <p>H 30～H 32 79 円/m³</p> <p>H 33～H 35 79 円/m³</p> <p>H 36～H 37 79 円/m³</p>
資産活用による収入増加の取組について	該当がありません。
繰入金回収計画	繰入金の回収が完了しているため、該当がありません。
その他	特記事項なし

〔胆江処理区〕

維持管理負担金 (単価)の見直し に関する事項	<p>将来見込みの汚水量が増加傾向にあり、スケールメリットによる処理単価の低減が見込める一方、単位汚水量あたりの汚泥量の増による処理費用の増をあわせると、処理費用は横ばいするものと見込んでいます。</p> <p>基準外繰入金の回収は完了しています。</p> <p>平成 23 年度から資本費の回収を始めています。</p> <p>単年あたりの起債償還額は減少傾向にあるため、維持管理負担金単価を横ばいで計画し、資本費回収が一定年数内で回収できるような計画としています。</p> <p>維持管理負担金単価は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>H28</td> <td>113 円/m³</td> </tr> <tr> <td>H29～H31</td> <td>118 円/m³</td> </tr> <tr> <td>H32～H34</td> <td>123 円/m³</td> </tr> <tr> <td>H35～H37</td> <td>123 円/m³</td> </tr> </table>	H28	113 円/m ³	H29～H31	118 円/m ³	H32～H34	123 円/m ³	H35～H37	123 円/m ³
H28	113 円/m ³								
H29～H31	118 円/m ³								
H32～H34	123 円/m ³								
H35～H37	123 円/m ³								
資産活用による 収入増加の取組 について	該当がありません。								
繰入金回収計画	繰入金の回収が完了しているため、該当がありません。								
その他	特記事項なし								

〔一関処理区〕

維持管理負担金 (単価)の見直し に関する事項	<p>将来見込みの汚水量が増加傾向にあり、スケールメリットによる処理単価の低減が見込める一方、単位汚水量あたりの汚泥量の増による処理費用の増をあわせると、処理費用は横ばいするものと考えています。</p> <p>繰入金の回収が完了する平成 30 年度以降、資本費の回収を始める計画としています。</p> <p>このため、他の処理区よりも維持管理負担金単価が高価ですが、単価は横ばいで計画し、資本費回収が一定年数内で回収できるような計画としています。</p> <p>維持管理負担金単価は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>H28～H29</td> <td>133 円/m³</td> </tr> <tr> <td>H30～H32</td> <td>133 円/m³</td> </tr> <tr> <td>H33～H35</td> <td>133 円/m³</td> </tr> <tr> <td>H36～H37</td> <td>133 円/m³</td> </tr> </table>	H28～H29	133 円/m ³	H30～H32	133 円/m ³	H33～H35	133 円/m ³	H36～H37	133 円/m ³
H28～H29	133 円/m ³								
H30～H32	133 円/m ³								
H33～H35	133 円/m ³								
H36～H37	133 円/m ³								
資産活用による 収入増加の取組 について	該当がありません。								
繰入金回収計画	繰入金の回収は、平成 30 年までに完了する予定です。								
その他	特記事項なし								

〔共通事項〕

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	<p>現在、包括的民間委託は、一関処理区のみ適用しています。</p> <p>他の処理区については、包括的民間委託の優位性がみられないことから、民間委託方式検証及び検討部会で検討した結果、仕様発注による業務委託としています。なお、包括的民間委託の検証及び検討については引き続き実施することとします。</p> <p>本戦略では、一関処理区のみ包括民間委託を適用するものとしています。</p> <p>指定管理者制度の活用は、指定管理者に下水道管理者としての権限を付与できないものがあることから、予定していません。</p> <p>PPP/PFI の活用についても、予定していません。</p>
職員給与費に関する事項	<p>職員の給与は、岩手県知事部局の定めによります。</p> <p>職員一人あたりの平均給与費は、給与改定等の影響よりも、勤務する職員の職位による影響が大きく、人事異動の伴う職位の予測をすることは困難であるため、過去 3 年の平均としています。</p>
動力費に関する事項	<p>処理水量は前述の将来見込みとしています。</p> <p>単位水量あたりの動力費は過去の実績を考慮して算定していますが、都南処理区は平成 34 年度以降、花北処理区及び一関処理区は平成 33 年度以降、胆江処理区は平成 35 年度以降については前年同額としています。</p> <p>胆江処理区及び一関処理区においては、処理水量の増加に伴い電力量が増加し、最大使用電力の更新による基本料金の増が見込まれますが、本収支計画に反映していません。</p>
薬品費に関する事項	<p>処理水量は前述の将来見込みとしています。</p> <p>単位水量あたりの薬品費は過去の実績を考慮して算定していますが、都南処理区は平成 34 年度以降、花北処理区及び一関処理区は平成 33 年度以降、胆江処理区は平成 35 年度以降については前年同額としています。</p>
修繕費に関する事項	<p>修繕費は過去の実績を考慮して算定していますが、都南処理区は平成 34 年度以降、花北処理区及び一関処理区は平成 33 年度以降、胆江処理区は平成 35 年度以降については前年同額としています。</p> <p>なお、長寿命化計画に基づく改築・更新は、資本的支出としています。</p>
委託費に関する事項	<p>委託費は設備保守点検の周期等を考慮して算定していますが、都南処理区は平成 34 年度以降、花北処理区及び一関処理区は平成 33 年度以降、胆江処理区は平成 35 年度以降については前年同額としています。</p>
その他の取組	該当がありません。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後予定の取組の概要

ア 今後の投資についての考え方・検討状況

〔共通事項〕

民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	特記事項なし
その他の取組	平成 32 年度から公営企業会計に移行予定で、移行に向けて取り組んで

	行きます。
--	-------

〔都南処理区〕

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水の太田地区、太田第二、安庭、矢次、下赤林地区は、将来下水道に接続する計画です。接続時期は、平成 39 年度以降の予定です。
投資の平準化に関する事項	膨大な既存施設の状態を客観的に把握・評価することにより、将来の改築・更新へ向けた長期的な施設状態を予測し、計画的かつ効率的に管理していくため、ストックマネジメントに手法により計画することとしています。
その他の取組	流域関連公共下水道から流域下水道への接続点ごとに設置していた流量計について、市町境にのみ設置することとし、設置基数を減らして維持管理費用の軽減を図る予定です。

〔花北処理区〕

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水の葛・田力、蔵屋敷、鳩岡崎、元年地区は、将来下水道に接続する計画です。接続時期は、平成 39 年度以降の予定です。
投資の平準化に関する事項	膨大な既存施設の状態を客観的に把握・評価することにより、将来の改築・更新へ向けた長期的な施設状態を予測し、計画的かつ効率的に管理していくため、ストックマネジメント手法により計画することとしています。
その他の取組	北上浄化センターの焼却炉の更新については、汚泥処理方法そのものを含めて検討する予定であり、検討結果によっては更新計画若しくは投資計画が変更となります。

〔胆江処理区〕

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水の川西、上三照、倉沢、石関、供養塚、辻、愛宕、二子町、岩壇地区は、将来下水道に接続する計画です。接続時期は、平成 39 年度以降の予定です。
投資の平準化に関する事項	膨大な既存施設の状態を客観的に把握・評価することにより、将来の改築・更新へ向けた長期的な施設状態を予測し、計画的かつ効率的に管理していくため、ストックマネジメント手法により計画することとしています。
その他の取組	共同処理を行っている北上浄化センターの焼却炉の更新については、汚泥処理方法そのものを含めて検討する予定であり、検討結果によっては更新計画若しくは投資計画が変更となります。

〔一関処理区〕

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排 地区は、将来下水道に接続する計画です。接続時期は、平成 39 年度以降の予定です。
投資の平準化に関する事項	膨大な既存施設の状態を客観的に把握・評価することにより、将来の改築・更新へ向けた長期的な施設状態を予測し、計画的かつ効率的に管理していくため、ストックマネジメント手法により計画することとしています。
その他の取組	共同処理を行っている北上浄化センターの焼却炉の更新については、汚泥

	処理方法そのものを含めて検討する予定であり、検討結果によっては更新計画若しくは投資計画が変更となります。
--	--

イ 今後の財源についての考え方・検討状況

〔共通事項〕

維持管理負担金 (単価)の見直し に関する事項	<p>平成 32 年度から公営企業会計に移行予定であり、移行後は原価償却費用等の会計処理を行うこととなりますが、本戦略ではそれらを反映していません。</p> <p>また、公営企業会計への移行に伴う人件費の増減、会計システム等の導入による費用の増については、本収支計画に反映していません。</p> <p>経営戦略は、公営企業会計移行時に見直すこととしており、その際にこれらを反映させた維持管理負担金を検討することとしています。</p>
-------------------------------	--

〔都南処理区〕

維持管理負担金 (単価)の見直し に関する事項	<p>今後も維持管理費用の節減に努めるとともに、費用の積算及び流入量予測を精査することにより適正な維持管理負担金単価となるよう努めていきます。</p>
資産活用による 収入増加の取組 について	<p>未利用エネルギーとして、消化ガスがあります。しかし、既に 560kW の消化ガス発電を行っており、未利用分は季節変動が大きいものとなっていることから、その利用法については今後検討することとします。</p> <p>未利用地の活用について、今後検討することとします。</p>
その他の取組	特記事項なし

〔花北処理区〕

維持管理負担金 (単価)の見直し に関する事項	<p>今後も維持管理費用の節減に努めるとともに、費用の積算及び流入量予測を精査することにより適正な維持管理負担金単価となるよう努めていきます。</p>
資産活用による 収入増加の取組 について	<p>消化ガスの有効利用と温暖化対策、維持管理費の軽減を図るため、民設民営型の消化ガス発電事業に取り組んでいます。平成 27 年度に基本協定を締結、平成 28 年度に契約をし、平成 29 年度に発電を開始する予定です。</p> <p>未利用地の活用について、今後検討することとします。</p>
その他の取組	特記事項なし

〔胆江処理区〕

維持管理負担金 (単価)の見直し に関する事項	<p>今後も維持管理費用の節減に努めるとともに、費用の積算及び流入量予測を精査することにより適正な維持管理負担金単価となるよう努めていきます。</p>
資産活用による 収入増加の取組 について	<p>未利用エネルギーとして、消化ガスがあります。しかし、発電可能規模が小さいことから、PFI 等による事業化は困難と考えています。したがって、自家消費型の発電事業について、機器の発電効率の改善等の状況を踏まえて検討することとします。</p>

	未利用地の活用について、今後検討することとします。
その他の取組	特記事項なし

〔一関処理区〕

維持管理負担金 （単価）の見直し に関する事項	今後も維持管理費用の節減に努めるとともに、費用の積算及び流入量予測を精査することにより適正な維持管理負担金単価となるよう努めていきます。
資産活用による 収入増加の取組 について	未利用エネルギーとして、消化ガスがあります。しかし、発電可能規模が小さいことから、PFI 等による事業化は困難と考えています。したがって、自家消費型の発電事業について、機器の発電効率の改善等の状況を踏まえて検討することとします。 未利用地の活用について、今後検討することとします。
その他の取組	特記事項なし

ウ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	一関処理区以外の処理区について、今後の検証及び検討結果により包括的民間委託の実施の可能性があります。それらは本収支計画では考慮していません。
職員給与費に関する事項	包括外部監査において、流域下水道事業に関わる事務に、一般会計による給与職員が携わっていることについて意見を受けましたが、この事務に要する給与については本収支計画に反映していません。 職員給与の一般会計と流域下水道会計との仕分けは、今後整理することとしています。
動力費に関する事項	動力費の低減につながるよう、効率的な運転管理と施設の省エネルギー化に努めていきます。
薬品費に関する事項	適正な運転管理に努めるとともに、放流水の水質基準を保つよう適切に対応して行きます。
修繕費に関する事項	長寿命化計画に基づく改築・更新時期等を勘案し適時適切に対応するとともに、運転管理に支障が生じるような緊急修繕については速やかに対処して行きます。
委託費に関する事項	施設設備の保守については最重要機器等については点検周期を定めて実施するとともに、その他については機器等の状態を見極めながら運転管理に支障が生じないよう適時適切に行います。
その他の取組	特記事項なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	経営戦略は、平成 32 年度の公営企業会計への移行に併せて見直しをする予定です。 施設の建設や維持管理費用算定のもととなる流入量予測については、関連市町の排出量予測に基づき行うこととします。
-------------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

【都南処理区】

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	2,105,335	2,019,369	2,259,649	2,268,365	2,280,586	2,289,411	2,288,513	2,288,441	2,284,054	2,275,912	2,271,535	2,268,666	
		(1) 営 業 収 益 (B)	(1) 営 業 収 益 (B)	1,882,759	1,790,215	2,067,517	2,072,041	2,098,443	2,111,902	2,117,406	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533
			ア 料 金 収 入												
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	1,882,759	1,790,215	2,067,517	2,072,041	2,098,443	2,111,902	2,117,406	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	
		(2) 営 業 外 収 益	222,576	229,154	192,132	196,324	182,143	177,509	171,107	162,908	158,521	150,379	146,002	143,133	
		ア 他 会 計 繰 入 金	147,434	153,268	113,715	119,842	105,661	101,027	94,625	86,426	82,039	73,897	69,520	66,651	
	イ そ の 他	75,142	75,886	78,417	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482		
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	2,201,848	1,842,026	1,913,125	2,035,307	2,042,037	2,047,373	2,045,159	2,043,352	2,046,849	2,040,108	2,034,534	2,028,925	
		(1) 営 業 費 用	(1) 営 業 費 用	1,972,312	1,614,922	1,704,651	1,832,836	1,846,010	1,857,034	1,861,742	1,868,693	1,878,910	1,878,785	1,879,309	1,879,641
			ア 職 員 給 与 費	82,774	91,050	96,517	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113
			ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	1,889,538	1,523,872	1,608,134	1,742,723	1,755,897	1,766,921	1,771,629	1,778,580	1,788,797	1,788,672	1,789,196	1,789,528	
		(2) 営 業 外 費 用	229,536	227,104	208,474	202,471	196,027	190,339	183,417	174,659	167,939	161,323	155,225	149,284	
ア 支 払 利 息		197,213	191,365	182,778	176,610	170,166	164,478	157,556	148,798	142,078	135,462	129,364	123,423		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息				27											
イ そ の 他	32,323	35,739	25,696	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		△ 96,513	177,343	346,524	233,058	238,549	242,038	243,354	245,089	237,205	235,804	237,001	239,741		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	1,583,606	1,738,913	1,946,788	2,256,503	2,503,195	1,839,114	957,450	1,903,583	1,910,285	1,912,253	1,921,958	1,928,631	
		(1) 地 方 債	(1) 地 方 債	301,565	368,186	376,323	392,600	451,700	322,500	156,000	335,100	335,100	335,100	335,100	335,100
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	233,602	266,445	255,543	272,527	285,069	284,838	285,324	279,507	286,209	288,177	297,882	304,555	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	761,693	801,937	981,298	1,194,200	1,310,300	905,000	355,700	949,400	949,400	949,400	949,400	949,400	
		(6) 工 事 負 担 金	282,470	298,069	329,348	392,900	451,850	322,500	156,150	335,300	335,300	335,300	335,300	335,300	
	(7) そ の 他	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276		
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	1,695,014	1,873,065	2,177,734	2,489,561	2,741,744	2,081,152	1,200,804	2,148,672	2,147,490	2,148,057	2,158,959	2,168,372	
		(1) 建 設 改 良 費	(1) 建 設 改 良 費	1,240,969	1,392,805	1,687,951	1,980,000	2,214,000	1,550,000	668,000	1,620,000	1,620,000	1,620,000	1,620,000	1,620,000
			ウ ち 職 員 給 与 費	26,964	20,677	31,532	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	454,045	480,260	489,783	509,561	527,744	531,152	532,804	528,672	527,490	528,057	538,959	548,372	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 111,408	△ 134,152	△ 230,946	△ 233,058	△ 238,549	△ 242,038	△ 243,354	△ 245,089	△ 237,205	△ 235,804	△ 237,001	△ 239,741		

投資・財政計画 (収支計画)

【都南処理区】

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 207,921	43,191	115,578									
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	650,553	442,632	485,823	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	442,632	485,823	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	175,400	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911
実質収支黒字 (P)	267,232	290,912	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	79%	87%	94%	89%	89%	89%	89%	89%	89%	89%	88%	88%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	1,882,759	1,790,215	2,067,517	2,072,041	2,098,443	2,111,902	2,117,406	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	1,929,258	1,882,759	1,790,215	2,067,517	2,072,041	2,098,443	2,111,902	2,117,406	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	10,191,543	10,082,925	9,975,715	9,858,754	9,782,710	9,574,058	9,197,254	9,003,682	8,811,292	8,618,335	8,414,476	8,201,204

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	147,434	153,268	113,715	119,842	105,661	101,027	94,625	86,426	82,039	73,897	69,520	66,651
うち基準内繰入金	122,534	123,821	113,506	110,427	105,661	101,027	94,625	86,426	82,039	73,897	69,520	66,651
うち基準外繰入金	24,900	29,447	209	9,415								
資本的収支分	233,602	266,445	255,543	272,527	285,069	284,838	285,324	279,507	286,209	288,177	297,882	304,555
うち基準内繰入金	232,384	265,821	254,561	272,227	284,919	284,838	285,174	279,307	286,009	287,977	297,682	304,355
うち基準外繰入金	1,218	624	982	300	150		150	200	200	200	200	200
合 計	381,036	419,713	369,258	392,369	390,730	385,865	379,949	365,933	368,248	362,074	367,402	371,206

投資・財政計画 (収支計画)

【花北処理区】

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	976,403	1,013,984	1,009,445	1,059,545	1,091,604	1,106,434	1,122,828	1,123,544	1,122,387	1,120,608	1,120,976	1,121,020	
		(1) 営 業 収 益 (B)	(1) 営 業 収 益 (B)	939,137	968,198	970,910	1,026,990	1,058,389	1,077,182	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368
			ア 料 金 収 入												
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	939,137	968,198	970,910	1,026,990	1,058,389	1,077,182	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	
		(2) 営 業 外 収 益	37,266	45,786	38,535	32,555	33,215	29,252	26,460	27,176	26,019	24,240	24,608	24,652	
		ア 他 会 計 繰 入 金	25,801	40,202	24,015	22,032	22,692	18,729	15,937	16,653	15,496	13,717	14,085	14,129	
	イ そ の 他	11,465	5,584	14,520	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523		
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	857,436	933,674	769,726	888,336	949,663	961,028	974,414	984,583	990,375	991,897	998,941	998,005	
		(1) 営 業 費 用	(1) 営 業 費 用	758,191	839,782	683,373	809,912	876,366	891,957	907,874	920,343	929,243	933,718	943,098	943,781
			ア 職 員 給 与 費	57,736	50,844	33,433	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338
			ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	700,455	788,938	649,940	762,574	829,028	844,619	860,536	873,005	881,905	886,380	895,760	896,443	
		(2) 営 業 外 費 用	99,245	93,892	86,353	78,424	73,297	69,071	66,540	64,240	61,132	58,179	55,843	54,224	
ア 支 払 利 息		83,980	78,281	71,771	66,201	61,074	56,848	54,317	52,017	48,909	45,956	43,620	42,001		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息				27											
イ そ の 他	15,265	15,611	14,582	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		118,967	80,310	239,719	171,209	141,941	145,406	148,414	138,961	132,012	128,711	122,035	123,015		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	614,884	819,856	724,806	677,463	692,785	1,377,706	1,333,162	943,960	932,556	927,890	916,467	918,468	
		(1) 地 方 債	(1) 地 方 債	119,128	107,274	129,279	114,400	125,200	226,600	232,200	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	115,868	145,938	137,607	92,563	100,835	87,756	68,462	80,060	68,656	63,990	52,567	54,568	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	255,367	512,780	344,780	356,000	341,500	836,700	800,000	535,800	535,800	535,800	535,800	535,800	
		(6) 工 事 負 担 金	124,521	53,864	113,140	114,500	125,250	226,650	232,500	164,100	164,100	164,100	164,100	164,100	
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	729,087	1,136,978	884,691	848,672	834,726	1,523,112	1,481,576	1,082,921	1,064,568	1,056,601	1,038,502	1,041,483	
		(1) 建 設 改 良 費	(1) 建 設 改 良 費	409,293	829,552	587,537	585,000	592,000	1,290,000	1,265,000	864,000	864,000	864,000	864,000	864,000
			ウ ち 職 員 給 与 費	11,887	9,115	10,834	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	319,794	307,426	297,154	263,672	242,726	233,112	216,576	218,921	200,568	192,601	174,502	177,483	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 114,203	△ 317,122	△ 159,885	△ 171,209	△ 141,941	△ 145,406	△ 148,414	△ 138,961	△ 132,012	△ 128,711	△ 122,035	△ 123,015		

投資・財政計画 (収支計画)

【花北処理区】

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4,764	△ 236,812	79,834									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	321,994	326,758	89,946	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	326,758	89,946	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	104,445	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512
実 質 収 支 黒 字 (P)	222,313	82,434	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	83%	82%	95%	92%	92%	93%	94%	93%	94%	95%	96%	95%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	939,137	968,198	970,910	1,026,990	1,058,389	1,077,182	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	937,648	939,137	968,198	970,910	1,026,990	1,058,389	1,077,182	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	3,774,527	3,575,297	3,413,672	3,264,400	3,146,874	3,140,362	3,155,986	3,101,065	3,064,497	3,035,896	3,025,394	3,011,911

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	25,801	40,202	24,015	22,032	22,692	18,729	15,937	16,653	15,496	13,717	14,085	14,129
うち基準内繰入金	13,860	26,358	23,806	17,582	22,692	18,729	15,937	16,653	15,496	13,717	14,085	14,129
うち基準外繰入金	11,941	13,844	209	4,450								
資 本 的 収 支 分	115,868	145,938	137,607	92,563	100,835	87,756	68,462	80,060	68,656	63,990	52,567	54,568
うち基準内繰入金	115,681	145,865	137,269	92,463	100,785	87,706	68,162	79,960	68,556	63,890	52,467	54,468
うち基準外繰入金	187	73	338	100	50	50	300	100	100	100	100	100
合 計	141,669	186,140	161,622	114,595	123,527	106,485	84,399	96,713	84,152	77,707	66,652	68,697

投資・財政計画 (収支計画)

【胆江処理区】

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	629,492	635,251	635,250	667,043	669,499	674,274	706,469	712,234	717,742	717,548	717,327	717,131	
		(1) 営 業 収 益 (B)	591,391	598,687	599,804	638,273	647,882	656,336	693,004	701,909	710,767	710,767	710,767	
		ア 料 金 収 入												
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	591,391	598,687	599,804	638,273	647,882	656,336	693,004	701,909	710,767	710,767	710,767	
		(2) 営 業 外 収 益	38,101	36,564	35,446	28,770	21,617	17,938	13,465	10,325	6,975	6,781	6,560	6,364
		ア 他 会 計 繰 入 金	36,984	35,836	24,167	24,395	17,242	13,563	9,090	5,950	2,600	2,406	2,185	1,989
	イ そ の 他	1,117	728	11,279	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	
	2 総 費 用 (D)	604,015	610,913	554,053	576,257	576,363	579,304	604,897	609,018	613,109	611,348	612,909	610,821	
		(1) 営 業 費 用	534,394	544,701	490,586	520,971	525,899	532,809	561,503	568,764	575,988	576,805	579,899	
		ア 職 員 給 与 費	25,268	21,259	22,388	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972	
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	509,126	523,442	468,198	497,999	502,927	509,837	538,531	545,792	553,016	553,833	556,927	
		(2) 営 業 外 費 用	69,621	66,212	63,467	55,286	50,464	46,495	43,394	40,254	37,121	34,543	33,010	31,660
ア 支 払 利 息		59,286	55,722	51,668	47,249	42,427	38,458	35,357	32,217	29,084	26,506	24,973	23,623	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			27											
イ そ の 他	10,335	10,490	11,799	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	25,477	24,338	81,197	90,786	93,136	94,970	101,572	103,216	104,633	106,200	104,418	106,310		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	607,922	518,295	240,383	181,426	546,558	811,366	650,116	428,529	403,653	373,662	371,638	374,382	
		(1) 地 方 債	81,871	126,480	27,405	16,000	79,100	137,900	111,800	73,900	73,900	73,900	73,900	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	121,898	128,612	133,892	117,426	138,608	126,416	106,216	67,529	42,653	12,662	10,638	13,382
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	288,283	176,048	54,616	32,000	249,700	409,100	320,200	213,200	213,200	213,200	213,200	213,200
		(6) 工 事 負 担 金	115,870	87,155	24,470	16,000	79,150	137,950	111,900	73,900	73,900	73,900	73,900	73,900
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	749,657	585,686	332,713	299,257	639,694	906,336	751,688	531,745	508,286	479,862	476,056	480,692	
		(1) 建 設 改 良 費	539,898	366,535	106,558	64,000	408,000	685,000	544,000	361,000	361,000	361,000	361,000	
		ウ ち 職 員 給 与 費	11,568	8,870	1,974	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	209,759	219,151	226,155	235,257	231,694	221,336	207,688	170,745	147,286	118,862	115,056	119,692
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 141,735	△ 67,391	△ 92,330	△ 117,831	△ 93,136	△ 94,970	△ 101,572	△ 103,216	△ 104,633	△ 106,200	△ 104,418	△ 106,310		

投資・財政計画 (収支計画)

【胆江処理区】

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 116,258	△ 43,053	△ 11,133	△ 27,045								
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	306,110	189,852	146,799	135,666	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	189,852	146,799	135,666	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	966											
実 質 収 支 黒 字 (P)	188,886	146,799	135,666	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	77%	77%	81%	82%	83%	84%	87%	91%	94%	98%	99%	98%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	591,391	598,687	599,804	638,273	647,882	656,336	693,004	701,909	710,767	710,767	710,767	710,767
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	586,355	591,391	598,687	599,804	638,273	647,882	656,336	693,004	701,909	710,767	710,767	710,767
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	2,749,679	2,657,407	2,464,907	2,245,650	2,093,056	2,009,620	1,913,732	1,816,887	1,743,501	1,698,539	1,657,383	1,611,591

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	36,984	35,836	24,167	24,395	17,242	13,563	9,090	5,950	2,600	2,406	2,185	1,989
うち基準内繰入金	29,033	26,587	23,958	21,469	17,242	13,563	9,090	5,950	2,600	2,406	2,185	1,989
うち基準外繰入金	7,951	9,249	209	2,926								
資 本 的 収 支 分	121,898	128,612	133,892	117,426	138,608	126,416	106,216	67,529	42,653	12,662	10,638	13,382
うち基準内繰入金	121,694	128,499	133,825	117,426	138,558	126,366	106,116	67,529	42,653	12,662	10,638	13,382
うち基準外繰入金	204	113	67		50	50	100					
合 計	158,882	164,448	158,059	141,821	155,850	139,979	115,306	73,479	45,253	15,068	12,823	15,371

投資・財政計画 (収支計画)

【一関処理区】

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	472,410	480,079	484,827	522,390	511,895	524,325	538,157	543,539	543,571	543,669	543,912	544,280	
		(1) 営 業 収 益 (B)	400,147	393,790	415,226	451,934	464,858	478,050	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666	
		ア 料 金 収 入												
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	400,147	393,790	415,226	451,934	464,858	478,050	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666
		(2) 営 業 外 収 益	72,263	86,289	69,601	70,456	47,037	46,275	46,491	51,873	51,905	52,003	52,246	52,614
		ア 他 会 計 繰 入 金	34,405	34,084	25,773	25,826	2,407	1,645	1,861	7,243	7,275	7,373	7,616	7,984
	イ そ の 他	37,858	52,205	43,828	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	
	2 総 費 用 (D)	460,461	569,735	506,402	522,390	440,693	450,624	462,143	487,401	489,225	490,891	491,236	490,195	
		(1) 営 業 費 用	424,446	534,958	470,462	492,930	413,318	423,943	434,910	460,157	462,479	464,583	465,156	464,242
		ア 職 員 給 与 費	16,128	14,557	18,599	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	408,318	520,401	451,863	476,502	396,890	407,515	418,482	443,729	446,051	448,155	448,728	447,814
		(2) 営 業 外 費 用	36,015	34,777	35,940	29,460	27,375	26,681	27,233	27,244	26,746	26,308	26,080	25,953
ア 支 払 利 息		28,819	27,613	25,592	23,745	21,660	20,966	21,518	21,529	21,031	20,593	20,365	20,238	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息				26										
イ そ の 他	7,196	7,164	10,348	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	11,949	△ 89,656	△ 21,575		71,202	73,701	76,014	56,138	54,346	52,778	52,676	54,085		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	414,004	529,625	278,874	206,557	672,797	1,103,644	862,761	605,813	602,870	600,022	600,869	604,061	
		(1) 地 方 債	83,436	70,760	46,993	27,000	124,000	214,000	161,000	114,000	114,000	114,000	114,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	92,024	91,809	93,657	97,057	18,947	12,294	7,111	26,513	23,570	20,722	21,569	24,761
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	178,881	313,762	96,816	55,000	405,700	662,700	532,700	350,600	350,600	350,600	350,600	350,600
	(6) 工 事 負 担 金	59,663	53,294	41,408	27,500	124,150	214,650	161,950	114,700	114,700	114,700	114,700	114,700	
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	459,789	579,729	278,874	206,557	743,999	1,177,345	938,775	661,951	657,216	652,800	653,545	658,146	
		(1) 建 設 改 良 費	368,391	488,263	185,663	110,000	654,000	1,092,000	856,600	580,000	580,000	580,000	580,000	
		ウ ち 職 員 給 与 費	5,762	4,418	3,965	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	91,398	91,466	93,211	96,557	89,999	85,345	82,175	81,951	77,216	72,800	73,545	78,146
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 45,785	△ 50,104			△ 71,202	△ 73,701	△ 76,014	△ 56,138	△ 54,346	△ 52,778	△ 52,676	△ 54,085		

投資・財政計画 (収支計画)

【一関処理区】

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 33,836	△ 139,760	△ 21,575									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	253,871	220,035	80,275	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	220,035	80,275	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	37,798	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555
実 質 収 支 黒 字 (P)	182,237	72,720	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	86%	73%	81%	84%	96%	98%	99%	95%	96%	96%	96%	96%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	400,147	393,790	415,226	451,934	464,858	478,050	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	394,948	400,147	393,790	415,226	451,934	464,858	478,050	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	1,354,334	1,333,851	1,293,883	1,224,326	1,258,327	1,386,982	1,465,807	1,497,856	1,534,640	1,575,840	1,616,295	1,652,149

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	34,405	34,084	25,773	25,826	2,407	1,645	1,861	7,243	7,275	7,373	7,616	7,984
うち基準内繰入金	28,819	27,613	25,566	23,745	2,407	1,645	1,861	7,243	7,275	7,373	7,616	7,984
うち基準外繰入金	5,586	6,471	207	2,081								
資本的収支分	92,024	91,809	93,657	97,057	18,947	12,294	7,111	26,513	23,570	20,722	21,569	24,761
うち基準内繰入金	91,398	91,466	93,211	96,557	18,797	11,644	6,161	25,813	22,870	20,022	20,869	24,061
うち基準外繰入金	626	343	446	500	150	650	950	700	700	700	700	700
合 計	126,429	125,893	119,430	122,883	21,354	13,939	8,972	33,756	30,845	28,095	29,185	32,745